

# 令和7年度 阿賀町一般廃棄物処理実施計画

阿賀町一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により定める計画であり、本町における一般廃棄物の排出抑制、分別、リサイクルの推進、適正な収集、運搬及び処分等について必要な事項を定めるものである。

## 1 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

## 2 処理区域

阿賀町全域

## 3 処理計画量

### (1) 人口（9月末日）

（単位：人）

R3	R4	R5	R6	R7推計
10,153	9,855	9,467	9,107	8,620

### (2) 一般廃棄物の発生及び処理見込み

（単位：トン）

項 目		発生量（見込み）	
総排出量 (A) = (B) + (C)		3,611	
家庭系ごみ (B)		2,620	
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)		833	
燃やすごみ		1,852	
燃やさないごみ (かん・びん含む)		260	
粗大ごみ		69	
有害ごみ		6	
資源ごみ		433	
事業系ごみ (C)		991	
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)		315	
燃やすごみ	許可業者搬入	709	754
	自己搬入	45	
燃やさないごみ	許可業者搬入	50	58
	自己搬入	8	
脱水汚泥 (し渣含む)		140	
粗大ごみ		39	
有害ごみ		0	

(単位：トン)

項 目	発生量 (見込み)
リサイクル量	645
最終処分量	541

(単位：KL)

項 目	発生量 (見込み)
生活排水	3,990
し尿	890
浄化槽汚泥 (農集等汚泥含む)	3,100

#### 4 ごみ処理に関する事項

基本計画における基本方針と施策に基づき、プラスチック製容器包装、ざつ紙の分別回収による資源循環や食品ロスの削減に重点的に取り組み、ごみ減量・リサイクルを一層推進するとともに、3R (スリーアール) の担い手づくりに向け、分かりやすい情報発信に努める。また、廃棄物処理施設の長寿命化・省エネルギー対策等を実施するとともに、安定的なごみ処理体制を確保する。

##### (1) 主要事業

基本方針 発生抑制を中心とした3Rの推進
<b>施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環</b>
①使い捨て商品ではなく詰め替え商品を選び、壊れたら修理をして物を大切に長く使うなど、ごみを出さない生活を推進します。
②コンポスト、電動生ごみ処理機等の購入者に購入費の一部を補助し、生ごみの堆肥化、減量化を推進します。
③事業者自らが適正な処理を行う排出者責任を明確にし、事業ごみの適正処理を推進します。
④食品ロス削減に向け、小売店での売り切りの取組み、需要に見合った販売の取組み、飲食店での食べ切りや食べきれない料理の持ち帰りを推進します。
⑤家庭での食品ロス削減を推進します。
⑥買い物時のマイバッグの使用を町民に呼び掛けるとともに、簡易包装を事業者へ推奨することで、環境にやさしい買い物運動を推進します。
⑦マイボトルの利用促進、使い捨て容器の削減を推進します。
<b>施策2 ごみの適正分別排出と解りやすい情報発信</b>
①資源物である紙類やプラスチック製容器包装等の分別を図ります。
②リチウムイオン電池の分別を図ります。
③ごみの適正排出説明会を今後も継続します。
④家庭ごみの正しい分け方と出し方ポスターを作成、各家庭に配布します。
⑤ごみの出し方など、町民に向けてきめ細やかで分かりやすい情報が伝わるよう、町HP、阿賀町アプリ、さんあ〜る等で、情報を入手しやすい環境を整備します。

### 施策3 町民サービスの向上

#### ①町指定ごみ袋無料支給制度

4歳未満の乳幼児及び要介護者世帯及び障害者世帯に交付要件該当者数1人につき阿賀町指定ごみ袋の大袋100枚（1年分）引き続き支給します。

### 施策4 地域の環境美化の推進

①ごみステーションの設置、修繕等にかかる経費の補助を行い、地域全体の環境美化を進めます。また、不法投棄防止パトロールを継続するほか、効果的な体制づくりを目指し、地域との連携を検討します。

### 施策5 安定かつ効率的な収集・処理体制

#### ① 収集・運搬体制のあり方検討

収集方法や運搬体制を持続可能なものとするため、収集・運搬時に排出される温室効果ガスの低減についても考慮しながら、分別区分、収集回数や搬入先などの検討を進めます。

### 施策6 低炭素社会に向けた体制整備

#### ①廃棄物エネルギーの利活用

ごみの焼却熱を利用した発電により作られた電力を廃棄物処理施設で使用、売電することで低炭素化を推進します。

### 施策7 大規模災害に備えた体制整備

#### ① 阿賀町災害廃棄物処理計画の実効性の確保

初動広報や仮置場の運営について、より実効性を持たせるため災害廃棄物処理計画の見直しを図ります。また、阿賀町地域防災計画及び新潟県が策定する計画とも整合を図ります。

### 施策8 生活排水処理の取り組み

#### ①地域に応じた生活排水処理の推進

公共下水道等により処理する区域では、適切な指導・啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。合併処理浄化槽により処理する区域では、補助金の交付による単独処理浄化槽からの転換をはじめ、合併処理浄化槽の普及を推進します。

#### ②効率的で効果的な生活排水処理施設の構築

効率的かつ効果的な処理体制の構築に向け、し尿処理の公共下水道等の施設活用など、あり方の検討を進めます。

#### ③ 環境保全のための広報啓発の推進

水質保全を含めた環境保全活動について、広く町民へ情報提供するとともに、公共下水道等や浄化槽の効果・役割について啓発を行い、町民の環境保全に対する意識の向上を図ります。

### 施策9 その他の取り組み

#### ①在宅医療廃棄物の取扱い

在宅医療廃棄物については、通常、家庭系一般廃棄物に分類されますが、注射針等の血液等が付着したものは、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関に持ち込み、感染性廃棄物に準ずる取扱いとして処理します。

#### ②一般廃棄物処理業の許可方針

一般廃棄物処理業許可に関する方針は法律、条例に基づくこととします。

## 施策10 町民・事業者・町の役割

### (1) 町民の役割

- ①一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみをなるべく出さないライフスタイルに見直します。分別の徹底など、ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- ②地域の集団資源回収など、リサイクルに取り組むほか、一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
- ③地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。
- ④地域コミュニティに根差した3R活動を展開します。

### (2) 事業者の役割

- ①ごみ排出者として最終処分まで責任を持つとともに、ごみをなるべく出さない事業活動を計画的に推進します。
- ②ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- ③地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。
- ④生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないような工夫をします。
- ⑤環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に取り組みます。

### (3) 町の役割

- ①町民・事業者が、ごみ減量や資源化に取り組みやすい仕組みを構築します。
- ②環境負荷の低減を念頭に、安心して効率的な収集運搬、処理・処分体制を構築します。
- ③地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進めます。
- ④効率的で効果的な生活排水処理を推進します。
- ⑤町民・事業者をつなぐ役割を担います。
- ⑥ごみ排出者として、ごみをなるべく出さない活動を率先して推進します。

## 5 一般廃棄物処理計画

一般廃棄物について、以下の区分及び計画に従って適正な処理に努めます。なお、施設の故障などで処理が困難な場合は、他の県内処理施設で対応することにより調整を行います。

### (1) 分別区分及び収集運搬計画

#### ①生活ごみ

分別区分	搬入先	収集方法
燃やすごみ	クリーンセンター あがのがわ	週3回 指定袋（有料）
燃やすごみ（粗大）		月～土曜日 随時（有料） 月・木のみ中継場開設
プラスチック製容器包装		週1回 市販袋（無料）
燃やさないごみ		2週に1回 市販袋又はダンボール、無包装（無料）
燃やさないごみ（粗大）		月～金曜日 随時（有料）
有害ごみ		2週に1回 市販袋（無料）
缶		2週に1回 市販袋（無料）
びん		2週に1回 カゴ（無料）
小動物の死体		月～土曜日 随時（有料）
古紙		民間施設
ペットボトル	民間施設	2週に1回 市販袋（無料）

#### ②事業ごみ

分別区分	搬入先	主体	収集方法
燃やすごみ	クリーンセンター あがのがわ	許可又は 自己搬入	許可業者へ委託するか自己搬入。（1回につき20kg以下であればごみステーションへ排出可）
燃やすごみ（粗大）			
燃やさないごみ			
燃やさないごみ（粗大）			
缶			
びん			

#### 参考：ごみ収集運搬許可業者

許可業者名	住 所	連絡先
株式会社 中野組	阿賀町津川2359番地1	0254-92-3345
株式会社 昭和組	阿賀町向鹿瀬1935番地	0254-92-2442
有限会社 小嶋組	阿賀町九島5362番地1	0254-95-2759
（公財）上川農業振興公社	阿賀町日野川甲1503番地	0254-95-3650
有限会社 三川興産	阿賀町川口2034番地	0254-99-2587

#### 参考：浄化槽汚泥等収集運搬許可業者

許可業者名	住 所	連絡先
有限会社 岩城屋	阿賀町津川367番地	0254-92-3318

### ③し尿・浄化槽汚泥

分別区分	搬入先	収集方法
し尿	阿賀町汚泥再生センター	月～金曜日 随時（有料）
浄化槽汚泥		月～金曜日 随時（有料）

### ④町で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区 分	廃棄物の例
有害性のある物	農薬、劇薬
危険性のある物	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器
引火性のある物	ガソリン、灯油、塗料
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着したおむつ
容積又は重量の著しく大きい物	大型ピアノ、FRP製のボート、自動車、バイク（50cc以下のものを含む）、大型機械器具
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物（血液の付着した注射針など）
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物 【テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機】 廃パーソナルコンピュータ
その他、町が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は町の処理施設に支障を生じる物	粗大ごみ受入規格外の木材や家具類、スプリング入りマットレスやソファ、タイヤ、動物の死体（小動物（柴犬程度）を除く）

## (1) 中間処理計画

### ① 中間処理施設

#### ア 焼却施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
五泉地域衛生施設組合 クリーンセンターあがのがわ (エネルギー回収型廃棄物処理施設) 焼却残渣は民間施設で埋立処分	新潟県五泉市 清瀬84番地2	全連続式ストーカ式燃焼方式 余熱利用＝蒸気タービン発電 発電能力約2,300kW	61t/24h ×2炉

## イ リサイクル推進施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
五泉地域衛生施設組合 クリーンセンターあがのがわ (マテリアルリサイクル推進施設) 残渣は民間施設で埋立処分	新潟県五泉市 清瀬84番地2	破碎／磁気選別／粒度選別／手選別	11t/日

## ウ し尿処理施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
阿賀町汚泥再生センター	阿賀町西374番地	脱水希釈下水道放流方式 (脱水ケーキは、ア 焼却施設で焼却処理)	し尿 3.99kl/日 浄化槽汚泥 13.65 kl/日 農集汚泥 4.8kl/日

## (2) 最終処分計画

### ① 最終処分施設

#### ア 埋立処分場

施設名	所在地	処理方式	能力
阿賀町エコパーク	阿賀町払川1985-1	埋立方式 準好気性埋立 水処理方式 凝集沈殿／ PH調整／下 水道放流	埋立容量 9,605m <sup>3</sup> 処理水量 25m <sup>3</sup> /日

## (3) 一般廃棄物の計画処理量

### 3-(2) 一般廃棄物の発生及び処理見込み のとおり